

高槻市こども計画改定支援業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和7年4月  
高槻市

## 1 業務の目的・趣旨

本業務は、令和7年3月に策定した高槻市子ども計画について、同時期に策定された大阪府子ども計画を勘案するとともに、子ども、子育て家庭、若者などの市民意識や生活環境等を把握するための実態調査等を踏まえた計画となるよう、現行の高槻市子ども計画を改定することを目的とする。

計画策定に当たっては、関連する資料及び今後の社会動向を踏まえた項目を設定したアンケート調査や意見聴取を行った上で、その結果を計画策定に結び付ける分析が必須となる。

そのため、本業務を実施するには、十分な経験や専門的知識が求められることから、プロポーザル方式により契約候補者を選定することとする。

## 2 事業概要

### (1) 事業名称

高槻市子ども計画改定支援業務委託

### (2) 業務内容

「詳細仕様書」による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 提案上限額（消費税込み）

10,670,000円

（内訳）令和7年度：5,995,000円 令和8年度：4,675,000円

## 3 担当部署等

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号（総合センター7階）

担当所属 子ども未来部子ども政策課

電話番号 072-674-7174（直通）

FAX番号 072-675-8648

メール tak4717@city.takatsuki.osaka.jp

## 4 応募資格

過去において、子ども基本法第10条第1項及び第2項に規定される都道府県または市町村子ども計画の策定業務を受託した実績を有する者。

## 5 参加資格

(1) 高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。

## 6 応募又は参加の手続

### (1) スケジュール

募集要項等の公開 関係書類の配布	令和 7 年 4 月 25 日	市ホームページに公開
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 12 日	電子メール
質問に対する回答	令和 7 年 5 月 15 日	市ホームページに公開
参加表明書の提出期限	令和 7 年 5 月 20 日	持参又は郵送
企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 27 日	持参又は郵送
プレゼンテーションの審査	令和 7 年 6 月 4 日	高槻市役所で実施
結果通知	令和 7 年 6 月 10 日（予定）	電子メール
契約締結	令和 7 年 6 月中旬（予定）	

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

### (2) 質問の受付及び回答

質問書（様式 1）に必要事項を記載し、「3 担当部署等」に記載のメールアドレス宛に送付すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

※件名は「【会社名】質問：高槻市こども計画改定支援業務委託」とすること。

#### ① 質問受付期間

令和 7 年 4 月 25 日（金曜日）から令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）17 時まで（必着）

#### ② 質問に対する回答

電子メールで回答するとともに、質問及び回答の内容を市ホームページに公表する。その際、質問者名は公表しない。

ただし、質問の内容によって本プロポーザルの公平性が保てないと判断された場合は、回答を行わない場合がある。なお、質問回答書は本募集要項の追加または修正として、募集要項と同様のものとして扱うこととする。

### (3) 参加表明書等の提出

参加表明書（様式 2） 1 部（代表者印を押印の上、提出すること）

業務実績（様式 3） 1 部

#### ① 提出期限

令和 7 年 5 月 20 日（火曜日） 17 時必着

#### ② 提出方法

- ・担当所属まで持参又は郵送
- ・持参する場合は、前日 17 時まで担当所属まで連絡すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。持参及び郵送以外（電子メール等）での提出方法は不可とする。
- ・事務局による提出書類の確認後、担当者宛てに電子メールにて受領通知を行う。  
なお、提出された書類について、内容の確認を行う過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行う。

#### (4) 企画提案書の提出

##### ① 提出書類

書類	部数
企画提案書（任意）	原本 1 部 写し 10 部
見積書	（原本、写しともにホッチキス 2 点留め）

- ※ 原本（1 部）については、表紙に「件名」「日付」「会社名」「担当者名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記入すること。
- ※ 写し（10 部）については、審査の公平性を保つため、表紙には「件名」「日付」のみ記載すること。
- ※ 提出された書類について、内容の確認を行う過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行う。

##### ② 提出期限

令和 7 年 5 月 27 日（火曜日） 17 時必着

##### ③ 提出方法

- ・担当所属まで持参又は郵送
- ・持参する場合は、前日 17 時まで担当所属まで連絡すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。持参及び郵送以外（電子メール等）での提出方法は不可とする。

##### ④ 提出書類の記入上の注意事項

- ・様式は任意とし、用紙は原則 A 4 サイズとする。
- ・頁数は 20 頁までとし、各頁の下部中央に頁番号を記載すること。表紙及び目次は頁数に含めない。なお、資料の構成上、A 3 サイズを使用する場合は 2 頁とカウントする。
- ・文字の大きさは、11 ポイント以上とする。

##### ⑤ 企画提案書の内容

詳細仕様書を確認の上、以下の業務内容に関する事項の実施手法について記載すること。

- ・アンケート調査の収集、分析
- ・子ども等の意見の反映に関するイベント企画
- ・計画書の編集方法、構成イメージ

- ・計画の重点ポイント、計画推進のための仕組み
  - ・計画の成果指標の進捗管理手法
  - ・上限価格の範囲内で、仕様書の記載事項より効果的な内容を提案することは可能とする。また、本募集要項及び詳細仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、上限価格の範囲内で積極的に追加し、記載すること。ただし、記載事項を追加する場合は、経費の内訳を明示することとする。
- ⑥ 本業務の実施体制
- ・本業務を実施するにあたっての配置担当者の人数や実施体制を図等で記載し、アピールしたい組織体制上の優位性を明記すること。
- ⑦ 工程表
- ・各業務の内容、実施事項を区分し明確に記載すること。
- ⑧ 見積書
- ・様式は任意とする。代表者印を押印の上、あて名は高槻市長とすること。
  - ・「詳細仕様書」のP4【業務内容の実施年度】を確認の上、各年度の合計額とその内訳が記載された見積書を、令和7年度と8年度に分けて作成すること。

## 7 プレゼンテーション審査

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査に出席しない場合は、採点を行わない。

- ① 実施予定日：令和7年6月4日（水曜日）
- ② 会 場：高槻市役所
- ③ 時間構成：1者につき30分程度（プレゼンテーション20分・ヒアリング10分）
- ④ 留意事項
  - ・プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を用いて行うこととし、高槻市が認めた場合を除き、差替え、追加資料は認めない。
  - ・出席者は5名以内とする。
  - ・パソコン用プロジェクター、スクリーンは市で準備するため、使用時には事前に担当所属まで連絡すること。なお、パソコンについては、各提案者で準備すること。
  - ・プレゼンテーションの出席者には、本業務に配置されている実質的な責任者及び実務担当者を含めること。
  - ・実施日の詳細については、令和7年5月30日（金曜日）までに、提案事業者（参加表明書に記載の担当者宛て）へ電子メールで通知する。なお、提案事業者数によって、日程が変更となる場合は、改めて通知する。

## 8 選考機関

本業務の契約委託候補者の選定は、高槻市プロポーザル方式の実施に関するガイドライ

ン（以下「実施に関するガイドライン」という。）第5の「3 選定委員会の設置」の規定により設置する選定委員会において実施する。

9 選定における審査について（審査点数等）

① 選定に当たっては、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及び質疑応答について、項目ごとに各委員の採点を合計した後に、委員数で除して項目ごとの平均点を算出し、その平均点の合計が高い者を契約委託候補者に決定する。

② 算出した点数が50点に満たない場合は、選定しないものとする。

(1) 企画提案における評価項目、配点及び評価基準の概要は次のとおりとする。

評価項目		評価基準の概要	配点
提案内容の評価	提案内容	・仕様書に沿った提案内容となっているか。業務に対する理解、取組方針が明確であるか。	10点
	現状分析と課題整理	・市の施策や各種データを踏まえ、現状分析を行い、その結果に基づいて課題点を的確に把握・整理し、課題抽出する手法が提案されているか。	10点
	こどもの意見反映	・こどもの意見反映の手法が適切で、意見を引き出すためのスキルやノウハウを有しているか。	20点
	計画策定	・本市の状況や本市を取り巻く環境の変化などを的確に把握しているか。上位計画・関連計画等を踏まえた上で策定に向けての考え方や手法が示されているか。 ・計画書策定に当たり、市民にわかりやすく、かつ、こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案した計画の策定が期待できるか。	15点
	計画書の編集方法	・計画書の編集方法、構成はわかりやすく提案され、とりまとめには、計画に活かす独自の提案があるか。	5点
事業者評価	業務実績	・直近5年以内での業務実績を多く有しているか。 ・業務実績において、本業務で期待する成果と類似する成果を多く挙げているか。	10点
	実施体制	・本業務を遂行するための実施体制は妥当か。 ・本業務を遂行するための人員配置は妥当か。また、主担当者に十分な経験と能力を有する者を配置しているか。 ・実現性が高いスケジュールが示されているか。 ・役割が明確で、市の要請や協議に対して柔軟な体制がとられているか。	10点

	積極性・信頼性	・本業務に主体的に取り組む真摯な姿勢や誠意、熱意などが感じられるか。	5点
事業者評価	理解・説明力	・自治体のこども施策についての知識や理解が豊富か。 ・質問の趣旨を的確に捉え、簡素かつ明瞭に回答がなされ、質問者に理解しやすいような配慮が感じられるか。	10点
価格評価	見積価格	・提案された内容が適切に積算された見積額で、十分な費用対効果が認められるか。	5点
合計			100点

## (2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和7年6月10日（火曜日）（予定）に「評価結果通知書」を書面にて提案事業者へ通知する。「評価結果通知書」には採点結果を記載し、契約委託候補者及び次点となった提案事業者へは、その旨も通知する。ただし、各審査評価項目の評価点は公開しないものとする。

## (3) 契約委託候補者との協議

選定委員会において決定された契約委託候補者は、本市と仕様並びに価格等を協議の上、本業務の仕様書を確定するものとする。なお、契約委託候補者と協議が整わない場合、本市は次点提案者との協議を行うことがある。

## 10 契約事項

(1) 契約については、企画提案書に基づき、契約委託候補者と仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

(2) 「11 資格喪失」に該当する場合で契約委託候補者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。

## 11 資格喪失

以下のいずれかの事項に該当した場合は、提案者の資格を喪失とする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出資料が本募集要項の提出方法に適合しない場合
- ③ 提出資料が本募集要項に示された条件に適合しない場合
- ④ 企画提案書やその他提出された書類に虚偽の記載がされている場合
- ⑤ 選定委員や関係職員及び他の提案関係者と不正な接触があった場合

- ⑥ 上限額を超える見積金額で提案された場合
- ⑦ 「10 契約事項」で行う協議が整わなかった場合
- ⑧ その他本募集要項に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合

## 12 その他

### (1) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本事業の参加に要する全ての経費は提案事業者の負担とする。

### (2) 企画提案書の取扱い

- ① 提出された書類について情報公開請求があったときは、高槻市情報公開条例（昭和61年条例第40号）の規定に基づき対応することとする。
- ② 提出された書類等は返却しない。
- ③ 提出期限の経過後は、市が認める場合を除き、参加表明書、業務実績、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。
- ④ 本市より提案内容やその他事項について照会することがある場合には、速やかに回答すること。
- ⑤ 提案事業者は複数の提案を行うことはできない。
- ⑥ 審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- ⑦ 提案事業者は、本提案において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本提案の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。
- ⑧ 本市は、提出された書類を評価に必要な範囲において複製できるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案事業者の断りなく使用しないものとする。
- ⑨ その他、本募集要項に記載のない事項については、実施に関するガイドラインの規定によるものとする。